

～子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさき～

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の考え方

「事業推進計画」は、本市の社会状況の変化や子育てを取り巻く環境の変化に適切に対応すべく、平成23年3月に策定しました「第2期川崎市保育基本計画(かわさき保育プラン)」(以下「かわさき保育プラン」という。)の保育施策の方向性に基づき、平成26年度の施策目標とその事業量を設定し、本市の保育施策を推進するものです。したがって、本「事業推進計画」は、かわさき保育プランにおける“基本的な視点”、“基本目標”、“基本方向”を踏まえながら、施策目標とその事業量や手法などを示した実行計画となっています。

2 計画の位置付けと計画期間

「事業推進計画」は、『かわさき子ども「夢と未来」プラン』をはじめとした子ども・子育てに関する行政計画や施策・取組との連携を図りながら、今後の保育施策を総合的に推進するための行政計画として位置付け、平成26年度の施策目標を設定します。

第2章 これまでの取組

■ 「かわさき保育プラン」の平成23年度から平成25年度の取組を振り返って

本市では、「計画の基本的な考え方」に基づき、基本目標の実現を図るために、3つの基本方向と、9つの施策に沿って取組を展開してきました。平成23年度から平成25年度までに実施した主な施策の進捗状況は、次のとおりです。(詳細は本編参照)

認可保育所の定員枠拡大	目標：4,320人の増 実績：4,420人の増
認可外保育事業の充実	援護対象児童数 H22/4 2,316人 H25/4 3,242人(926人増)
地域子育て支援センター	目標：26か所の増 実績：27か所の増

第3章 計画の基本的考え方

1 基本的な視点

この「事業推進計画」の推進にあたっては、「かわさき保育プラン」に掲げた考え方に基づき、次の4つの“C”を基本的な視点とします



2 基本目標 「小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき」

3 基本方向 基本目標の実現を図るため、3つの基本方向と9つの施策を推進

基本方向	1 “かわさき”の子育て支援の充実	(1)保育環境の整備と多様な保育ニーズへの適切な対応	(2)利用者の視点に立った情報提供とサービスの質の向上	(3)保育サービスの利用における受益と負担の適正化
	2 社会全体で子育てを支える仕組みづくり	(1)地域で子育てを支える取組の推進	(2)企業等(雇用主)における子育て支援の取組の推進	(3)多様な主体との協働による取組の推進
	3 新たな制度への対応と大都市等との広域連携	(1)新たな制度への対応	(2)国、県、企業等との連携・協力	(3)大都市等との広域的な連携

第4章 就学前の子育て家庭の状況

- 1 就学前児童の養育状況 ～子育て支援サービスの利用ニーズ～
- 2 保育所の入所状況 ～就学前児童の増加と保育ニーズの高まり～
- 3 保育所の利用申請状況 ～1歳児からの保育所利用申請への対応～
- 4 保育所の設置状況 ～子育て家庭のライフスタイルと利用ニーズ～
- 5 保育所等の利用ニーズの状況 ～保育所等の利用ニーズの多様化～

第5章 待機児童ゼロの実現に向けて

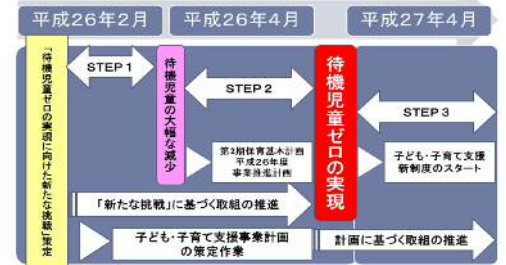
1 待機児童ゼロの実現に向けた3つのステップ

- STEP1 待機児童の大幅な減少に向けた取組の「加速化」
- STEP2 待機児童ゼロの実現に向けた取組
- STEP3 子ども・子育て支援新制度における取組の推進

2 待機児童ゼロの実現に向けた4つの方向性

- (1) 保育受入枠の確保
- (2) 保育の質の担保・向上
- (3) 利用者への支援ときめ細やかな対応の充実
- (4) 多様なニーズに応える取組の推進

待機児童ゼロの実現に向けた3つのSTEP



第6章 事業推進計画

事業推進計画においては、「かわさき保育プラン」の計画期間である平成23年度から平成27年度のうち、平成26年度における取組を示しながら、その施策目標を設定し、本市の保育施策を推進するものとします。

また、認可保育所待機児童の解消に向け、平成27年度からの本格実施を目指す「子ども・子育て支援新制度」の施行を待たずに、地方自治体に対してできる限りの支援策を講じるとされた「待機児童解消加速化プラン」や「保育緊急確保事業」など、所要の財源の検討を含め、その取組を進めてまいります。

なお、平成27年度取組については、今後策定予定である「市町村子ども・子育て支援事業計画」の中で、地域における子ども・子育てに関するサービスの需要量を勘案しながら、その目標を設定するものとします。

- 1 認可保育所の整備等
- 2 認可外保育事業の充実と再構築
- 3 「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築
- 4 子育て家庭への支援の充実
- 5 利用者へのサービス向上に向けた取組
- 6 保育サービスの質の向上に向けた取組
- 7 保育サービスの利用における受益と負担の適正化
- 8 地域で子育てを支える仕組みづくりの充実
- 9 企業等(雇用主)における子育て支援の充実
- 10 多様な主体との協働に向けた取組の充実
- 11 国の新たな制度や地域主権改革への対応
- 12 国、県、企業等との連携による事業の推進
- 13 広域的な連携の推進

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、国の制度改正や本市の社会状況の変化、さらには子育てを取り巻く環境の変化にも適切に対応しながら、すべての子どもの育ちが等しく保障され、子育てする家庭の選択が尊重されるような取組を進めるため、平成26年度の事業推進計画を策定し、「第2期川崎市保育基本計画(かわさき保育プラン)」における着実な事業の推進を図っていきます。

2 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、本市の社会状況の変化に適切に対応しながら計画の進捗管理を行うため、市民・子どもも本部を中心として、平成23年度に設置しました庁内の関係局・区で構成する「川崎市保育施策庁内推進本部」の中で、全庁的な対応を図りながら、“子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさき”の実現を目指した取組を推進していきます。